



特定社会保険労務士 原 敏昭 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719
E-mail: harasr@agate.plala.or.jp
URL: <http://www.harasr.com/>

雇用・労働をめぐる最近の裁判例

◆「雇止め」をめぐる裁判例

地方自治体の非常勤職員だった女性（55 歳）が、長年勤務していたにもかかわらず、一方的に雇止めをされたのは不当であるとして、自治体を相手取り地位確認や慰謝料（900 万円）の支払いなどを東京地裁に求めていました。

同地裁は、「任用を突然打ち切り、女性の期待を裏切ったものである」として慰謝料（150 万円）の支払いを認めましたが、地位確認については認めませんでした。

この女性は、主にレセプトの点検業務を行っており、1 年ごとの再任用の繰り返しにより約 21 年間勤務していたそうです。（11 月 9 日判決）

◆「過労死」をめぐる裁判例

外資系携帯電話端末会社の日本法人に勤務し、地方の事務所長を務めていた男性（当時 56 歳）が、接待の最中にも膜下出血で倒れて死亡した事案で、男性の妻が「夫が死亡したのは過労が原因である」として、労災と認めず遺族補償年金を支

給しなかった労働基準監督署の処分を取り消すよう大阪地裁に求めていました。

同地裁は、会社での会議後に行われた取引先の接待について「技術的な議論が交わされており業務の延長であった」と判断し、男性の過労死を認めました。

この男性は、お酒が飲めなかったにもかかわらず、週 5 回程度の接待（会社が費用を負担）に参加していたそうです。（10 月 26 日判決）

◆「震災口実の解雇」をめぐる労働審判申立て

仙台市の複合娯楽施設 2 店舗で働いていたアルバイトの男女（11 人）が、「東日本大震災」を口実とした解雇は無効であるとして、施設の運営会社を相手に地位確認などを求めて労働審判を申し立てました。

同社から解雇されたのは今回申立てを行った計 11 人を含め 568 人もおり、約 100 人が同様の申立てを検討しているとのことでした。

アルバイト側の代理人弁護士は「震災を口実とした便乗解雇であり、許されない」とコメントしており、今後の審

判の行方が注目されます。（10 月 25 日申立て）

「高額療養費制度」の見直し案

◆厚労省が見直し案を示す

新聞報道によると、厚生労働省は、所得などに応じて医療費の患者負担分に上限を定める「高額療養費制度」の見直し案を社会保障審議会に示したそうです。

これまでの月額上限に加え、年額上限の設定も検討されているようです。

◆「高額療養費制度」とは？

医療費は患者の「3 割負担」が原則ですが、医療費が月 100 万円を超えるようなこともあるため、一定額以上は保険給付でまかなう「高額療養費制度」があります。

医療費の自己負担が一定額を超えた場合に超過分を払い戻す仕組みです。

◆課税世帯を 3 分割

厚生労働省の見直し案では、800 万円以下の課税世帯を 3 分割し、所得に対して医療費が重いとされる世帯の負担を軽減します。

月 8 万 100 円の上限を、



「年収 300 万円以下」の世帯で 4 万 4,000 円に、「年収 300 万円超～600 万円未満」の世帯で 6 万 2,000 円に、「年収 600 万円以上」の世帯で 8 万円とします。

また、月額上限とは別に、年額上限を設ける案も示しています。

◆年額上限の内容は？

年額上限は、最も負担が重い上位所得者の場合が 99 万 6,000 円、一般所得者で「年収 300 万円超」の場合が 50 万 1,000 円、「年収 300 万円以下」の場合が 37 万 8,000 円、住民税非課税世帯の場合が 25 万 9,000 円となっています。

これらの見直しを実施すると、医療給付費が 2015 年度時点で約 3,600 億円増えると試算されているため、厚生労働省は、外来患者から 1 回 100 円（低所得者は 1 回 50 円）とする窓口での追加負担を新たに徴収することで、財源を生み出す考えです。

しかし、日本医師会などが強く反発しており、見直し案の実現には曲折も予想されます。また、高額療養費が増え続けた場合、保険料の引上げにもつながりかねません。今後も増加が予想される医療費をどのように見直して

いくのか、政府の対応に注目が集まっています。

どうなる？「専業主婦」の年金制度見直し

◆2012 年にも見直しを実施

厚生労働省は、2012 年にも専業主婦の年金制度を見直す方針を示しています。

具体的には、会社員の厚生年金と公務員の共済年金に関して、夫の保険料の半額を妻が負担したとみなし、夫と妻で年金を 2 等分して給付します。

ただ、夫婦合算の保険料負担や年金受取額は変わらないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担することは変わらないようです。

◆「不公平」との批判に対応

会社員や公務員を夫に持つ専業主婦は「第 3 号被保険者」と呼ばれ、保険料を支払わなくても基礎年金を受け取ることができます。このため、保険料を支払っている自営業者の妻などから「不公平だ」との批判を受けています。

今回の見直し案は、婚姻期間中に夫が支払った保険料は夫婦が一緒に支払ったとみなし、主婦も保険料を納付したと位置付けることで不

公平感を和らげるのがねらいで、他にも主婦に別途の保険料負担を求める、夫が追加で保険料を支払うなどの案も出ています。

◆加入者全体で専業主婦の分を負担

専業主婦が基礎年金を受け取ることができるのは、夫の他に、働く女性や単身者など厚生年金加入者全体で専業主婦の分を負担しているためです。

今回の見直し案では、負担と給付の総額を変えないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担する実態は変わらないようです。

◆遺族年金はどうなるか

現行制度においては、妻は夫が死亡した場合に「遺族年金」を受け取ることができませんが、見直し案の導入後は自分の分だけしか受け取れなくなり、給付額は夫が生きていた場合の 50%になってしまうそうです。

夫は妻の分の保険料を支払っていますが、妻が先に死亡した場合、給付額は自分の分だけになり、実質的に減ってしまう可能性があります。